

防府市開発行為等の違反開発等に関する事務処理要領

平成24年6月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第3章第1節の規定に違反する開発行為及び建築物等の建築（以下「違反開発等」という。）について、その是正指導等に関する事務手続きを定め、事務の迅速かつ適切な処理を図ることを目的とする。

(事務処理上の留意点)

第2条 事務処理に当たっては、法及びその他関係法令を遵守して、常に厳正かつ公正な態度で臨まなければならない。

(現地調査)

第3条 違反を発見し、又は通報を受けたときは現地調査等を実施し、状況の確認をするものとする。

(是正方針の決定)

第4条 市長は、前条の現地調査等の結果違反の事実を確認した場合には、事案ごとの是正方針を検討するため、防府市違反開発是正会議（以下「是正会議」という。）を開催し、是正方針を決定しなければならない。

(報告書兼台帳の作成)

第5条 市長は、違反の事実を確認し是正方針が決定した場合には、違反開発報告書兼台帳（様式第1号）を作成するものとする。

(事情聴取)

第6条 市長は、更に詳しい調査が必要であると認める場合は、違反行為者及び事情を聴取する必要がある者に対し、違反開発等に係る聞き取りについて（通知）（様式第2号）により呼び出し、事情聴取を行うものとする。

2 前項に基づく事情聴取の内容は、事情聴取調書（様式第3号）に記録するものとする。

(是正指導及び是正計画)

第7条 市長は、是正方針に基づき、違反行為者に対し是正するよう指導するものとする。

2 市長は、必要に応じて、違反開発等の是正について（通知）（様式第4号）

により、文書で是正指導するものとする。

3 市長は、違反行為者から自主的な是正の意思が示された場合には、是正計画書（様式第5号）の提出を求めるものとする。

（是正勧告）

第8条 市長は、是正措置を行う必要がある場合には、勧告書（様式第6号）により、是正のための勧告を行うものとする。

（指示書）

第9条 市長は、違反行為者が前条の規定に基づく勧告に応じない場合は、指示書（様式第7号）を交付するものとする。

（警察との協議）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署長と協議を行うものとする。

（監督処分等）

第11条 市長は、違反行為者が第9条の指示書による勧告に従わない場合は、法第81条に基づく措置を行うものとする。

2 前項の手続きについては、法、行政手続法（平成5年法律第88条）、防府市行政手続条例（平成8年防府市条例第26号）及び防府市行政手続条例施行規則（平成8年防府市規則第46号）によるもののほか、必要な事項は別に定める。

（是正の完了）

第12条 市長は、是正計画書に基づく是正完了報告書（様式第8号）が提出された場合は、現地調査を行い、確認をしなければならない。

2 市長は、是正が完了したと認めた場合は、違反行為者に対し、その旨の是正完了通知書（様式第9号）を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。